

ALPS処理水の処分に伴う 当面の対策のポイントについて

令和3年10月

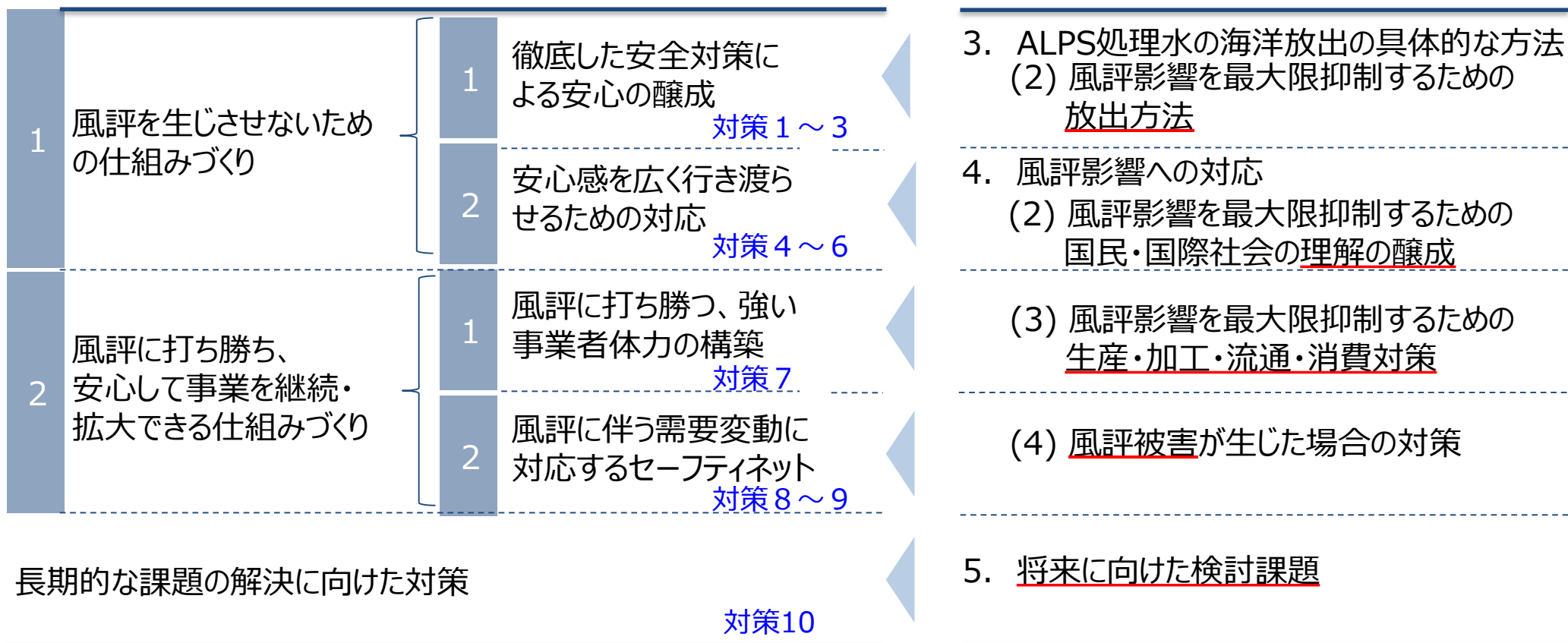
廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

「基本方針（4月）」と「当面の対策の取りまとめ（8月）」の関係

- 4月の基本方針決定以降、基本方針に記載した対策を着実に実行するとともに、ワーキンググループをはじめ様々な機会を通じて、意見交換を継続。
- 8月24日に取りまとめた当面の対策では、御意見を踏まえ、基本方針に記載した対策を更に具体化するとともに、必要な対策を追加。一過性のものではなく、効果が継続的に発揮されるものを目指す。

当面の対策の取りまとめの構成

基本方針における該当箇所



→ 今後も、風評の状況を継続的に確認。必要な追加対策は継続的に実施していく。

(参考) ワーキンググループ等でいただいた主な御意見

- 「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の下に設置したワーキンググループは福島県、宮城県、茨城県、東京都内で計6回開催。
- 各省の副大臣らが出席し、自治体、農林漁業者、観光業者など風評影響を受け得る方々や、消費者団体等の御意見を直接伺った。

安全性

- 確実に浄化処理し、東電任せにせず、国際機関等外部の目で、複層的に測定・監視すべき。
- 海水・水産物モニタリングを拡充、わかりやすく情報発信すべき。 等

国民・国際社会の理解醸成

【基本方針への意見等】

- 風評の懸念がある中、海洋放出に反対。別の方法を検討すべき。
- 「理解を得るまで放出しない」とした福島県漁連への回答と、基本方針の決定との関係を説明すべき。

【説明内容】

- 科学的・客観的なデータに基づき、正確な情報発信をすべき。
- 放出は、基本方針の発表から約2年後と強調すべき。 もう放出しているとの誤解もある。

【説明先】

- 生産者、取引先、販売者などに広く説明すべき。
- 学校の放射線教育を充実すべき。
- 輸入規制を回避するため、海外向け説明を強化すべき。 等

風評対策

【総論】

- 被災地間で、支援策に差をつけないようにするべき。
- 過去の風評対策の検証が必要。

【水産業・農林業・観光業など】

- 生産者に加え、サプライチェーン全体を強くする支援が必要。
- 出荷前、市場など複層的な検査が必要。
- 農林水産物の販売フェア、飲食店の応援が必要。
- 観光メニューをつくる人の招致。地域コンテンツの磨上げ支援 等

セーフティネット・賠償

- 政府が前面に立ち、最後まで責任を持つべき。
- 立証責任を被害者に寄せない仕組みが必要。
- 魚の一時的買取り等、安心して漁業を継続できる仕組みが必要。

将来技術ほか

- トリチウム分離技術の開発に取り組むべき。
- 東電の管理体制を厳しく指導すべき。信頼回復に努めるべき。等₂

(参考) ワーキンググループの開催実績及び参加いただいた団体

【第1回】 5月31日 **福島①** (福島県福島市/いわき市)

(第一部) 福島県、福島県商工会議所連合会、福島県農業協同組合中央会、福島県水産市場連合会、福島県旅行業協会

(第二部) 福島県漁業協同組合連合会、福島県水産加工業連合会

【第2回】 6月7日 **宮城** (宮城県仙台市)

宮城県、宮城県漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県産地魚市場協会、宮城県水産物流通対策協議会、宮城県消費地魚市場協会、宮城県食品輸出促進協議会、宮城県農業協同組合中央会、宮城県農業会議、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合、宮城県議会、宮城県市長会、宮城県町村会

【第3回】 6月25日 **茨城** (茨城県水戸市)

茨城県、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、茨城県水産加工業協同組合連合会、茨城県農業協同組合中央会、茨城県農業会議、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県議会、茨城県市長会、茨城県町村会

【第4回】 6月29日 **福島②** (福島県福島市)

福島県森林組合連合会、福島県商工会連合会、いわき市、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合 (書面意見)

【第5回】 7月9日 **全国団体** (東京都内)

日本商工会議所、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会、全国消費者団体連絡会

【第6回】 7月9日 **周辺道県** (東京都内 ※リモート開催)

北海道、青森県、岩手県

※このほか、千葉県からは、8月20日付けで書面での意見提出。

1. 徹底した安全対策による安心の醸成

- 何よりも安全対策を徹底。取組状況について、IAEA等「外部の目」を入れたモニタリング等により透明性を確保。
- 国内外に信頼性の高い情報を発信。

対策1

風評を最大限抑制する処分方法の徹底

- 安全確保対策等の具体化
 - 客観性・透明性高く測定
 - 放出量・濃度を最小化するよう、毎年の放出計画を見直し
- 人及び周辺環境への影響確認
 - 海洋拡散シミュレーションの改良
 - 処理水による魚の飼育等分かりやすい情報発信 等

対策2

モニタリングの強化・拡充

- 海域環境モニタリングの強化・拡充
 - ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（測点・頻度等）
 - IAEAによる協力（分析機関間の比較）
- 水産物モニタリングの拡充
 - トリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査の追加

対策3

国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- IAEA等の国際機関による安全性の確認・情報発信等の協力
- 地元自治体・農林漁業者、消費者等の関与
 - 海域環境モニタリングでの試料採取や検査の立会い等
- 徹底した情報公開等

ALPS処理水の安全性に関するレビューの本格実施に向けた協議

- 9月6～9日にかけて、IAEAの幹部（エヴラール事務次長）が訪日し、ALPS処理水関連設備を視察するとともに、処理水の安全性に関するレビューの本格実施に向けた協議を実施。

⇒ 8月19日の梶山大臣とグロッシー事務局長との会談における合意事項が実現した形。

エヴラール事務次長訪日の主なポイント



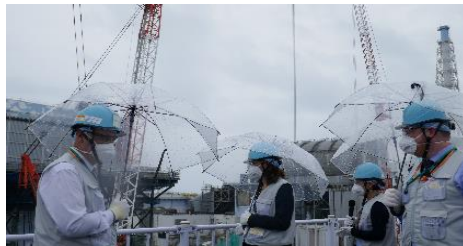
関係省庁との合同会合

① 経済産業省等の関係省庁との協議

- 今年12月をめどに、IAEAの評価派遣団が訪日し、

- ① 放出される水の性状
- ② 放出プロセスの安全性
- ③ 人と環境の保護に関する放射線影響

についてIAEAの安全基準に照らした評価を行うことで合意。



現地視察をするエヴラール事務次長（中央）

② 福島第一原発の視察

- レビューの対象となるALPS、処理水貯蔵タンク群、処理水の処分に関する設備の設置が検討されている港湾部等の現場を視察し、東京電力等と技術的な意見交換を実施。



エヴラール事務次長（右）と江島副大臣

③ 江島副大臣との会談

- 江島副大臣から、専門的な国際機関であるIAEAにおいて、ALPS処理水の安全性について、放出直前まで繰り返しレビューが行われることの重要性を伝達。
- エヴラール事務次長からは、透明性高く客観的なレビューを行っていくという考えが示唆。

(参考) トリチウム以外の核種の浄化処理

- すべてのタンクの水（計128万トン）の7割には、トリチウム以外の核種が規制基準以上含まれる。これらは処分前に再度ALPSを使い、規制基準を下回るまで確実に浄化する。

タンク内のすべての水 = 128万トン

3割：トリチウム以外浄化処理済
(ALPS処理水)

7割：**トリチウム以外の核種** が規制基準以上に残存

トリチウム以外の核種の例

通常炉排水でも 検出される核種	コバルト、マンガンなど
事故炉（再処理工場）で 検出される核種	セシウム・ストロンチウム・ ヨウ素など



ALPSにて再浄化

再浄化の性能試験前後の比較事例

(出典：多核種除去設備等処理水の二次処理性能確認試験の状況について 東京電力 R2.12.24)

核種名	規制基準値を 1 とした場合の値	
	再浄化前	再浄化後
コバルト60	0.18	0.0017
セシウム137	6.7	0.0021
ストロンチウム90	2155	0.0012
ヨウ素129	3.3	0.13
トリチウム以外の 核種の合計値	2406	0.35

ここからさらに希釈により100分の1以下に下げる。

2. 安心感を広く行き渡らせるための対応

- 処理水の性状や安全性を広く周知し、その普及状況を継続的に把握。
- 大都市・主要海外市場を中心に、安心が共有され、適正な取引が行われる環境を整備。
- 消費者に直に接する方などからの安全性の発信。

対策4

安心が共有されるための情報の普及・浸透

- 生産者への繰り返しの説明
- 適正な取引の実現（加工・流通・小売の各段階への説明を徹底、買叩きなどの取引実態を把握）
- 消費者の理解向上、大消費地への重点対応
- 販売員など消費者に直に接する方から、自ら説明いただける環境の整備
- 教育現場における理解醸成
 - 出前授業や放射線副読本等
- 自治体が行う情報発信の支援
- 事実と異なる主張へ科学的根拠に基づく反論

対策5

国際社会への戦略的な発信

- I A E A等の国際機関との連携
- 情報発信の強化
 - 各国・地域及び市場関係者
 - 報道機関、インフルエンサー、科学者・有識者等
- 国際会議・イベントの活用
- 輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組

対策6

安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

- 処理水の性状や安全性等の認識状況を把握
 - インターネット調査等
- 風評の実態調査、発生メカニズムの分析

(参考) 地元関係者等への繰り返しの説明、海外への情報発信

○地元関係者等への繰り返しの説明

農林漁業者、流通・小売事業者（従業員向け含む）、マリンスポーツ、学校等への説明（4月以降、約350回） → メディアが頻繁に記事化。

【出前授業】

福島県内の高校生等への出前授業等
福島民報・民友、NHK等が取材。



【地元イベントでの説明】

9月 少年少女サッカー全国大会（Jヴィレッジ）に
ブース出展。福島民友・中央テレビが取材。



【海外メディアへの露出】

7月 サーフィン大会（いわき市）に
ブース出展。ドイツメディアが取材。



○海外への情報発信

- ・全ての大使館から、外国政府に説明。
- ・英・西・仏・露・独・中・韓（7ヶ国語）のパンフや、動画等で情報提供。
- ・JETROが、海外の日本食品バイヤー・ECサイト等へも説明。
 - 5月 日シンガポール首脳会談での輸入規制撤廃、7月 島サミットで島嶼国の理解向上。
 - 9月22日 米国の日本産食品の輸入規制の撤廃

(参考) 米国の日本産食品の輸入規制の撤廃について

令和3年9月
外務省
厚生労働省
農林水産省

米国の日本産食品に対する放射性物質規制の撤廃

- 米国の輸入規制については、本年も、3月に野上農林水産大臣からビルサック農務長官に、4月に菅総理大臣からバイデン大統領に撤廃を働きかけるなど、これまでも政府一体となって累次にわたる撤廃の働きかけを実施
- その結果、9月22日(水)に、米国食品医薬品局(FDA)が、**規制の撤廃を発表**
- これにより、**輸入規制を設けている国・地域数は、事故後の55から14まで減少**

<米国の輸入規制>

市町村・区域で出荷制限措置が取られている品目(福島県等14県)について、**米国は県単位で輸入を規制**
※主な輸入停止品目: **福島県産米**、原木シイタケ



9月22日(水)に輸入規制を撤廃

<輸入規制の状況(撤廃後)>

輸入規制を撤廃 (40 41)		カナダ等38か国(2011~2020)、 イスラエル、シンガポール、 米国 (2021)
事故後の輸入規制を継続 (15 14)	検査証明書等を要求(9)	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、インドネシア、ロシア
	一部都県等から輸入停止(6 5)	韓国、中国、香港、マカオ、台湾、 米国

<2020年米国向け農林水産物・食品の輸出額>

○総額: **1.188億円**(世界3位)(対前年比 **▲4.0%**)

農産物909億円(76.5%)、林産物41億円(3.4%)、水産物238億円(20.1%)

○主な輸出品目

- 1位: 日本酒、ウイスキー等(138億円)
- 2位: ぶり(96億円)
- 3位: 緑茶(84億円)

3. 風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

- 生産・加工・流通・消費の各段階で、安全を証明・発信。
- 風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築に取り組む。

対策7

安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

水産業

【生産対策】

- 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充
- 被災地における種苗放流の支援
- 漁業用機器設備の導入支援
- 水産業協同利用施設等の整備への支援
- 新規就業者の確保・育成の強化

【加工／流通対策】

- 被災地における水産加工業の販路回復促進
- 販路拡大・経営力強化と安全実証への支援
- 福島県内の水産消費地市場の支援
- 福島相双復興推進機構によるコンサルティング

【消費対策】

- 量販店・専門鮮魚店、外食店での販売促進

農林業・商工業

- 農林水産物の検査の実施
- 福島県産農産物の第三者認証の取得支援
- 福島県農林産物の国内販路開拓
- 被災地産品の積極的利用の促進

観光誘客促進・交流人口拡大

- ホープツーリズムの促進や海洋レジャーへの総合支援
- 地域の観光資源の磨き上げや魅力発信
- 交流人口の拡大支援

中小機構・JETRO等による支援

- 特別相談窓口の設置や復興支援アドバイザーの派遣
- E C・見本市等での支援

(参考) 相双機構 (官民合同チーム) によるコンサルティング支援 など

○相双機構 (官民合同チーム) によるコンサルティング支援

・訪問や相談支援を通じて、被災事業者の個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティング支援を実施

・地元金融機関出身者、士業、経営コンサルタント・企業人材など、専門家集団によるサポート体制構築。

(主なコンサルティング支援内容)

事業計画等策定支援、業務改善支援、事業承継・廃業支援、各種補助金等申請支援、生活再建支援

・令和3年度より、支援対象に3市町(いわき市、相馬市、新地町)の水産関係の仲買・加工業者等を追加。

○中小機構等における特別相談窓口の設置及びアドバイザーの派遣 (9/28)

・中小機構、JETRO、よろず支援拠点における特別相談窓口の設置

→ 中小企業者等の相談に対し、支援策や支援機関の紹介。

・中小機構によるアドバイザーの派遣

→ 中小企業等に対し、経営力強化や課題解決に向けて、様々な分野の専門家を派遣。

4. 風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

- 万が一風評が生じたとしても安心できる事業者に寄り添うセーフティネットを構築。

対策8

万一の需要減少に備えた機動的な対策

- 新たな基金等の支援を構築
 - 冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管
 - 冷凍できない水産物の販路拡大等



具体的な内容については、水産庁とも協力しつつ、今後の予算編成過程において具体化

対策9

なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

- 体制の整備
 - 経産省内に特別チーム（処理水損害対応支援室）
 - 東電の相談窓口・専用ダイヤル
- 賠償の枠組み
 - 放出前でも、迅速かつ適切に賠償
 - 損害の推認（統計データの使用等）

5. 長期的な課題の解決に向けた対策

対策10

風評を抑制する将来技術の継続的な追求

- トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握
- 汚染水発生量の更なる抑制

ALPS処理水の処分に伴う当面の対策のポイント（令和3年8月）

ALPS処理水の海洋放出に伴う風評への懸念を払拭するため、基本方針の発表から放出までの約2年間を最大限活用し、政府を挙げて対策に取り組む。その際、一過性の対策ではなく、**継続的に効果が発揮される対策**とすることが重要。具体的には、**1.風評を生じさせないための仕組み**及び**2.風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組み**を構築する。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

(1) 徹底した安全対策による安心の醸成

何よりも**安全対策を徹底**。取組状況について、IAEA等「外部の目」を入れた**モニタリング**等により透明性を確保。国内外に**信頼性の高い情報**を発信。

【対策1】 風評を最大限抑制する処分方法の徹底

- 基本方針を遵守する処分計画等の具体化
- 人及び周辺環境への影響確認
- 処理水による魚の飼育など分かりやすい情報発信
- 原子炉等規制法に基づく審査

【対策2】 モニタリングの強化・拡充

- モニタリング調整会議等において専門家の確認や助言を得て、客観性・透明性・信頼性を高める形での**モニタリングの強化・拡充**

【対策3】 国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- IAEA等国際機関による安全性の確認や情報発信等への協力
- 処理水の分析等に対する地元自治体・農林漁業者等の参画
- 放出前の処理水の性状や放出後のモニタリング結果等の安全に係る丁寧な情報公開

(2) 安心感を広く行き渡らせるための対応

処理水の性状や安全性を広く周知し、その普及状況を継続的に把握。**大都市や主要海外市場**において、生産者から消費者に届くまでの幅広い方の処理水に係る知識を深め、**安心が共有され、適正な取引が行われる環境を整備**。処理水の安全性について、**政府や東電以外**のできるだけ多くの方に、**自発的に消費者や取引相手等**に伝えていただけるよう対応。

【対策4】 安心が共有されるための情報の普及・浸透

- 農林漁業者等の生産者に対して、海洋放出決定の背景や安全対策、風評対策などを繰り返し説明
- 製品の流過程で**適正な取引が行われるよう加工・流通・小売の各段階への説明と取引実態の把握**を実施
- 大消費地において、安全性や被災地産品の魅力を発信する説明会やイベント等を**重点的に実施**
- **全国規模で、広く消費者の理解を深めるための情報**を発信
- スーパーの販売員や旅館従業員など消費者と直に接する方が知識を深め、自ら説明いただける状況を構築
- 若い世代への出前授業や放射線副読本等の教育現場における取組の実施
- 自治体による地域の取組や魅力の情報発信を実施
- 事実と異なる主張への科学的根拠に基づく反論など、安全性に係る誤解を生じさせないための対策

【対策5】 国際社会への戦略的な発信

- IAEA等国際機関による安全性の確認や情報発信等への協力
- 各国・地域、市場関係者への安全性に係る説明の徹底。日本の対応への理解を深めるための視察機会の提供
- 海外の報道機関や科学者・有識者、インフルエンサー等に対する情報提供を実施
- 農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明の実施

【対策6】 安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

- 処理水の安全性等を広く周知。新たにインターネット調査等により、効果的な情報発信の在り方を検証
- 福島県や隣県等の産業における**風評影響を継続的に調査**し、その発生メカニズムを分析

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

(1) 風評に打ち勝ち、強い事業者体力の構築

生産・加工・流通・消費の各段階において、**重層的に安全性を証明・発信**。**風評に打ち勝ち強い事業者体力の構築**に向けて取り組む。

【対策7】 安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

- 被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援
 - 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充
 - 被災地における種苗放流の支援強化
 - 漁業用機器設備の導入支援、次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成強化
 - 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
 - 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援
 - 福島県内の水産消費地市場の支援
 - 公益社団法人福島相双復興推進機構の個別訪問による支援
 - 外食店等での販売促進支援、量販店・専門鮮魚店での販売促進支援
 - EC・見本市での支援 等
- 被災地における農林業・商工業への対応
 - 被災地産品の積極的利用の促進等を通じた**国内販路開拓**の支援
 - JAPANブランド育成支援等を通じた**海外の販路開拓**の支援 等
- 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援
- **中小企業基盤整備機構**や**JETRO**において特別相談窓口の設置、及び中小企業への復興支援アドバイザーの派遣等

(2) 風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

万が一風評が生じたとしても安心できる**事業者に寄り添うセーフティネット**を構築

【対策8】 万一の需要減少に備えた機動的な対策

- 処理水の海洋放出に伴う国内外における国産水産物の需要減少等の事態に**機動的に対応**するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管、冷凍できない水産物の販路拡大等について、**基金等の仕組み**を構築

【対策9】 なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

- 期間、地域、業種を画一的に限定せず、立証の負担を被害者に一方的に寄せず、被害実態に見合った必要十分な賠償を実施。
- 漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なわないよう配慮。具体的には、被害者に寄り添う体制の整備・相談窓口の開設、賠償の方針の提示、賠償に関する紛争解決への対応

【対策10】 将来技術の継続的な追求

- **トリチウムの分離技術の実用化**について、政府が最新の技術動向をアンテナ高く把握。さらに、**企業からの提案**については、**実現可能性、性能**などの技術評価を受付
- **汚染水の発生量を可能な限り減少**させる取組を継続

また、今後も現場の実態を常に把握し、必要な追加対策を機動的に講じていく。